

令和 2 年 5 月

射水市議会臨時会議案説明書

議案第 33 号

令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）

以上 1 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 3 4 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例及び射水市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

(説 明)

特殊勤務手当のうち感染症予防手当及び病院感染症予防等手当について、国の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特例措置を講ずるため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特例措置

新型コロナウイルス感染症に係る緊急の措置に関して、病院や宿泊施設内等の区域において、患者又はその疑いのある者に接して行う作業や救護等に従事した場合に、防疫等作業手当を支給するもの。

手当の額

作業 1 日当たり 3,000 円

ただし、以下の作業に従事した場合には 1 日当たり 4,000 円

ア 患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業

イ 患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業

2 施行期日等

施行期日

条例公布の日

適用期日

令和 2 年 2 月 1 日

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

専決処分第 1 号

令和元年度射水市病院事業会計補正予算(第3号)

別途説明につき説明省略

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(説 明)

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

専決処分第 2 号

射水市市税条例及び射水市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)が令和 2 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

市民税の人的非課税措置の見直し

人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者(1 8 歳以下の児童の父又は母)に限定しないこととするもの。

固定資産税の特例措置の見直し

新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置を 2 年延長することとするもの。

その他地方税法の改正等に伴い必要な規定の整備

字句の改正、引用条項の改正等を行うもの。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日